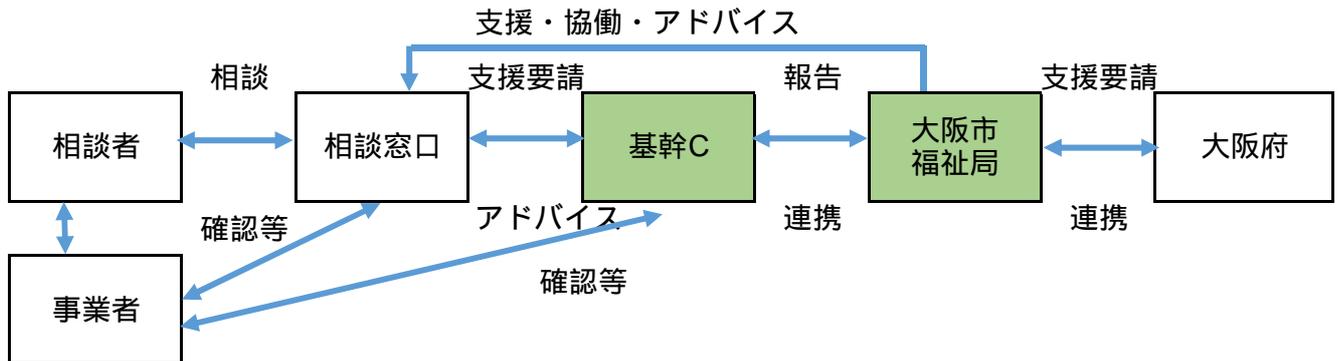


障がい者を理由とする差別に関する相談体制について（案）

これまでの相談体制

障がい者基幹相談支援センターに専門相談員を配置し、相談窓口の後方支援機能を担う。

（イメージ）



平成30年度からの相談体制

これまで、障がい者基幹相談支援センターが担ってきた相談窓口の後方支援機能を廃止し、大阪市福祉局において取組を進める。

（イメージ）

